

平成27年度税制改正 金融関連税制

Contents

1. 金融・証券税制
2. 受取配当等の益金不算入制度の見直し
3. 国際課税原則の帰属主義への変更の円滑な実施に向けての措置
4. 非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度
5. その他の改正項目
6. おわりに

2014年12月30日に、自由民主党・公明党より平成27年度税制改正大綱が公表されました。法人実効税率20%台に向けての段階的引下げ、それに伴う課税ベースの拡大としての受取配当等の益金不算入制度や欠損金繰越控除制度の見直し、事業税外形標準課税の拡大など、企業の課税所得に対する影響が大きい改正項目が予定されています。

金融・証券税制では、2016年に予定されるジュニアNISAの導入と従来のNISAの拡充が盛り込まれ、また、2017年に導入が予定される非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための制度に関する整備など、金融機関のビジネスに直接的な影響を及ぼす改正も行われることから、今後明らかにされる取扱いの詳細等について留意する必要があります。

今回は、平成27年度税制改正大綱のうち、金融関連税制と金融機関に特有の主な改正点について紹介します。



1. 金融・証券税制

(1) 未成年者口座(ジュニアNISA)の創設

① 制度の趣旨

2014年より、少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置(NISA)が導入されていますが、NISAに係る非課税口座を開設できるのは20歳以上の居住者等に限定されています。そこで、家計の安定的な資産形成を支援し、高齢者の金融資産を若年層へ移転させて、投資のすそ野の拡大を図るため、未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置(ジュニアNISA)が創設されます。非課税対象となる上場株式等の範囲や投資可能期間、非課税期間は、これまでのNISAに準ずる取扱いとされますが、あくまでも未成年者の将来に向けた投資であるとの観点から、18歳になるまでの期間については払出しが制限されるなど、NISAの取扱いと異なる点もあります。

② ジュニアNISAの概要

1月1日現在で20歳未満である者が未成年者口座を開設し、当該未成年者口座に係る非課税管理勘定において、新たに取得した上場株式等及び同一の未成年者口座の他の非課税管理勘定から移管される上場株式等を受け入れた場合(毎年80万円を上限)には、当該勘定において管理されている上場株式等の配当等及び譲渡所得等について、所得税を課さないこととされます。

ただし、3月31日現在で18歳である年の前年12月31日までの間は、災害等の事由がある場合を除き、口座内の上場株式等を払い出すことはできないこととされ、この払出制限に反した場合には、非課税であった全期間の配当等及び譲渡益、払出日における含み益に対して20%(国税15%、地方税5%)の税率で源泉徴収することとされますので注意が必要です。

【創設されるジュニアNISAと(成人)NISA】

	ジュニアNISA	(成人)NISA
対象者	0歳から19歳までの居住者等	20歳以上の居住者等
非課税管理勘定の設定可能期間	2016年から2023年まで	2014年から2023年まで
年間投資限度額	80万円	120万円に改正予定(後述)
非課税期間	当該非課税管理勘定を設定した日の属する年の1月1日以後5年を経過する日までの期間	同左
非課税の対象となる所得	配当等及び譲渡所得等	同左
払出し	災害等の事由がある場合を除き、18歳まで制限あり	制限なし

また、新規の非課税管理勘定の設定可能期間終了後、2024年から2028年までの間は、継続管理勘定を設定し、毎年80万円を上限に、同一の未成年者口座の非課税管理勘定から移管される上場株式等を受け入れることが可能で、1月1日現在で20歳である年の前年12月31日までの期間について、上記の非課税措置が継続されます。

③ 金融商品取引業者等による年間取引報告書の提出

未成年者口座を開設する金融商品取引業者等は、未成年者口座において、その年中に生じた上場株式等の配当所得の金額及び譲渡所得等の金額その他の事項について報告書を作成し、これを翌年1月31日までに税務署長に提出することとされます。

④ 適用時期

原則として、2016年1月1日以後に未成年者口座の開設申込みが開始され、同年4月1日から当該未成年者口座に受け入れる上場株式等について適用されます。

(2) 少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置(NISA)の拡充

家計の安定的な資産形成を支援するための施策としては、上記(1)のジュニアNISAの導入に加えて、従来のNISAについても、非課税口座に設けられる各年分の非課税管理勘定に受け入れることができる上場株式等の取得対価の上限額が120万円(現行100万円)に引き上げられることとなります。

この改正は、2016年分以後の非課税管理勘定について適用されます。

引上額については様々な議論がありましたが、貯蓄から投資への流れを促進するというNISAの導入趣旨に沿って、毎月の積立てを想定したような金額となりました。ジュニアNISAと併せた活用で、家計のさらなる資産形成が期待されています。

(3) 特定口座内保管上場株式等に係る所得計算等の特例に関する改正

特定口座間の上場株式等の移管をする場合には、移管元の特定口座で管理されている上場株式等を移管先の特定口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所の長に保管の委託をする方法により行うことができるとされます。

これは、外国株式についても特定口座間の移動を可能にすることを意図したもので、取得費の額等の必要情報の移管も含めた事務手続きの整備を受けて、税制面でも手当てされることになりました。

この改正は、2016年1月1日以後に特定口座に受け入れる上場株式等について適用されます。

(4) 上場株式等に係る譲渡所得等の課税の特例等の対象となる上場株式等の範囲の拡充

上場株式等の範囲に、特定受益証券発行信託の受益権で公募のものを加えることとなりました。これまで公募の例はありませんでしたが、特定受益証券発行信託の活用の幅が広がることが期待されます。

この改正は、2016年1月1日以後に行う上場株式等の譲渡について適用されます。

2. 受取配当等の益金不算入制度の見直し

一般に、金融機関では、資金運用のための株式等や関連業務を行う子会社の株式を有しており、投資先法人からの配当を多く受領しています。この配当については、益金不算入制度の適用がありますが、これまで配当等の額から控除していた負債利子については控除不要となるとともに、益金不算入割合が下記のとおり縮減されることとなります。

また、従来、2分の1又は4分の1が益金不算入の対象とされていた公社債投資信託以外の証券投資信託の収益の分配の額は、益金不算入の対象外となり、特定株式投資信託の収益の分配の額については、下記の非支配目的株式等として取り扱うこととなりますので注意が必要です。

現行		改正案	
区分	不算入割合	区分	不算入割合
完全子法人株式等(株式等保有割合100%)	100% (関係法人株式等については負債利子控除)	完全子法人株式等(株式等保有割合100%)	100% (関係法人株式等については負債利子控除)
関係法人株式等(株式等保有割合25%以上)		関連法人株式等(株式等保有割合1/3超)	
上記以外の株式等	50% (負債利子控除)	その他の株式	50% (負債利子控除なし)
		非支配目的株式等(株式等保有割合5%以下)	20% (負債利子控除なし)

なお、保険会社については、非支配目的株式等に係る配当等の額について、その40%を益金不算入とする特例が創設されます。

100%グループ内の法人など保有割合が高い法人からの配当については改正の影響はありませんが、株式等保有割合が5%以下である法人からの配当や証券投資信託の収益の分配については、益金算入金額が拡大することとなります。保有する有価証券等の内容を確認し、負債利子の控除がなくなることと併せて、課税所得に与える影響を試算する必要があります。

なお、上記は、2015年4月1日以後に開始する事業年度について適用されるものと思われませんが、大綱では適用時期が明記されていませんでしたので、今後確認が必要です。

3. 国際課税原則の帰属主義への変更の円滑な実施に向けての措置

2016年4月1日以後に開始する事業年度から導入が予定されている国際課税原則の帰属主義への変更について、その円滑な実施を目的として下記の措置が講じられます。

(1) 売掛債権等の利子に関する所得区分の明確化

履行期間が6月を超える売掛債権等の利子は、国内源泉所得である「利子所得」に含まれることとされていますが、履行期間が6月未満である場合の取扱いは、法令上明記されておらず、「利子所得」に該当しないとしても「国内資産の運用・保有所得」には該当するのかが明確ではありませんでした。そこで、「国内資産の運用・保有所得」に該当しない旨が明確化されることとなりました。

(2) 外国法人の恒久的施設と本店等との間で国内不動産等の譲渡が行われた場合の国内源泉所得の計算

外国法人が国内における不動産を譲渡した場合の所得等は、当該不動産等が恒久的施設に帰属しない場合であっても、国内源泉所得として課税の対象となります。外国法人の恒久的施設と本店等との間でこのような資産の譲渡に相当する内部取引があった場合には、当該内部取引は、その資産の内部取引直前の帳簿価額に相当する金額により行われたものとして、当該外国法人の恒久的施設帰属所得に係る所得の金額を計算することとされます。

また、この場合の当該外国法人の恒久的施設における内部取引に係る資産の取得価額は、当該内部取引の直前の帳簿価額に相当する金額とすることとされます。

この改正が想定する取引は、含み益の生じている国内の不動産を、外国法人の本店がいったん日本支店に譲渡し、続いて日本支店が国内の第三者に譲渡する、というものです。内部取引の認識は、日本支店の所得計算に限定され、日本で課税される本店の所得計算上は認識しないため、日本支店への譲渡時までには生じた含み益には、現行法では日本で課税できないことから、今回改正されたものです。

(3) 外国銀行等の資本に係る負債利子の損金算入額に関する取扱い

外国銀行等が損金算入の対象とする資本に係る負債利子の額について、確定申告書等に記載した金額を限度とすることで、納税者が計算した金額以上に課税当局が自ら額を計算し、減額更正をする義務を負うものではないことが明確化されます。

4. 非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度

(1) 制度の趣旨

米国において、外国口座税務コンプライアンス法 (FATCA: Foreign Account Tax Compliance Act) が制定され、各国の金融機関がその対応を行ったのは記憶に新しいところですが、特定の国のみならず多国間で情報交換を行うことを目的として、OECD租税委員会が「共通報告基準(CRS: Common Reporting Standard)」を承認しました。これを受けて、我が国においても非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度を整備し、非居住者が保有する金融口座について、当該非居住者の居住地国の税務当局に対して情報提供するための仕組みを創設することとなりました。

本制度については、報告事項の提供に関する調査に係る質問検査権や、届出書の不提出、報告事項の不提供等に対する罰則規定等も整備されるため、金融機関としても慎重な対応が必要となります。

(2) 特定取引を行う者の届出義務

2017年1月1日以後に銀行等の一定の金融機関(報告金融機関)との間でその国内における営業所等を通じて預金又は貯金の受入れを内容とする契約の締結等の一定の取引(特定取引)を行う者は、その者(その者が一定の法人(特定法人)である場合には当該特定法人の支配者である個人を含みます)の氏名又は名称、住所、生年月日、居住地国(居住者として租税を課される国)、居住地国が外国の場合にあっては当該居住地国における納税者番号等を記載した届出書を、その特定取引を行う際、当該報告金融機関の営業所等の長に提出することとされます。

(3) 報告金融機関の義務

① 居住地国の特定

報告金融機関は、上記(1)で提出された届出書に記載された事項に基づき(2016年12月31日以前に特定取引を行った者の場合には、報告金融機関が有する記録に基づき)、特定取引を行う者の居住地国を特定することとされます。

② 税務署長への報告

その年の12月31日における特定取引に係る契約のうち、(i)租税条約等の相手国等一定の国若しくは地域(報告対象国等)を居住地国とする者(報告対象者)又は(ii)報告対象国等以外の国又は地域を居住地国とする特定法人であって当該特定法人の支配者である個人が報告対象者であるものについて、報告対象となる契約を有する者の氏名又は名称、住所、生年月日、当該報告対象契約に係る財産の価額等一定の事項を、その年の翌年4月30日までに所轄税務署長に提出することとされます。

③ 記録の作成・保存

特定取引を行った者の居住地国の特定のためにとった措置その他必要な事項に関する記録を作成し、保存する必要があります。

(4) 適用時期

この制度は、2017年1月1日から適用されます。

5. その他の改正項目

(1) オプション取引に係るヘッジの有効性判定

繰延ヘッジ処理又は時価ヘッジ処理におけるオプション取引に係るヘッジの有効性判定について、ヘッジ対象の資産等の評価差額とオプション取引に係る基礎商品の時価変動額とを比較する方法により行う場合には、税務署長に届出書を提出することにより、その方法に変更することができることとされます。

これは、国税庁のウェブサイト「その他法令解釈に関する情報」の中の「オプション取引の有効性判定の方法について」として掲載されていた方法ですが、法制化に伴い、手続き面を確認する必要があります。

(参考)

<http://www.nta.go.jp/shiraberu/zeiho-kaishaku/joho-zeikaishaku/hojin/09/01.htm>

(2) 特定目的会社の導管性要件の適用に関する見直し

特定目的会社に係る課税の特例について、2010年4月1日前に設立された特定目的会社のうち2015年3月31日までに業務開始届出をしていないものに対して、同年4月1日以後に終了する事業年度については、導管性の判定において、特定出資の国内募集割合が50%を超えていることとする要件を適用することとされます。

(3) 投資法人の課税の特例に関する見直し

投資法人法制の見直しを前提に、投資法人の財税不一致による活動の制約等の解消を目的として、次の措置が講じられることとなります。

① 損金として認められない金額(一時差異)を利益超過分配した場合の取扱い

例えば減損損失など、現金の流出を伴わない費用が計上された場合、利益を超える金銭の分配(利益超過分配)が行われることがあります。これまでは、財税不一致に起因した利益超過分配は資本の払戻しとして取り扱われていましたが、今後は、投信法の改正を前提に、配当等の額として、損金算入を認めるよう見直しが行われることになりました。具体的には、財税不一致額を一時差異等調整引当額(仮称)として計上し、これを税務上も配当等の額として取り扱うことで、投資法人の所得計算上、損金算入することとなります。これは、所得税法上の取扱いも同様です。

② 税務上のみ損金として取り扱われる費用がある場合の取扱い

税務上の損金算入時期が財務上の費用計上時期に先行する場合、課税所得が財務上の利益を下回ることとなり、利益の全額ではなく、課税所得相当額分だけを配当すれば課税が生じない状態となることが想定されます。しかしながら、これまでは配当を損金算入するための90%要件を充足するために、課税所得の金額を超えて配当せざるを得なかったことが問題視されていました。今般の改正で、一時差異等調整積立金(仮称)を計上した場合には、90%要件における配当可能利益の額からその積立額を控除する等の措置が講じられ、上記の問題は解消されることとなります。

(4) 店頭デリバティブ取引に係る証拠金の利子の非課税制度の創設

2015年12月より導入される証拠金規制に対応し、外国金融機関等からの担保徴求を円滑化することを目的として、外国金融機関等に対して支払う証拠金に係る利子についての非課税制度が創設されます。

具体的には、外国金融機関等が国内金融機関等との間で店頭デリバティブ取引を行い、当該国内金融機関等に現金で証拠金を預託する場合、当該証拠金に係る利子については、国内源泉所得である貸付金の利子として取り扱われますが、2018年3月31日までの期間は非課税適用申告書の提出等を要件として、所得税を課さないこととされます。したがって、国内金融機関等が外国金融機関等に対して支払う現金担保に係る利子については、源泉徴収が不要となります。

また、金融商品取引清算機関が外国金融機関等に対して支払う証拠金利子及び国内金融機関等が外国金融商品取引清算機関に対して支払う証拠金利子についても、上記と同様の取扱いとなります。

国際的に、デリバティブ取引に係る証拠金の利子に対する源泉地国における課税は行われない傾向があるところ、これまでは、租税条約の適用で非課税とされない限り、日本での課税は避けられない状態でした。今般の措置により、証拠金規制導入後の課税上の障害は解消され、事務負担の増加も回避されることとなります。

(5) 国外転出をする場合の譲渡所得等の特例と外国人出向者

下記の要件を満たす居住者が国内に住所及び居所を有しなくなる際(国外転出)、有価証券等又は未決済デリバティブ取引等を有する場合には、当該国外転出の時に、当該有価証券等の譲渡又は当該未決済デリバティブ取引等の決済をしたものとみなして課税を行う特例が創設されます(いわゆる出国税)。

- ▶ 当該有価証券等の価額又は当該未決済デリバティブ取引等の決済に係る利益の額若しくは損失の額の合計額が1億円以上である者
- ▶ 国外転出の日前10年以内に、国内に住所又は居所を有していた期間の合計が5年超である者

本特例は、国外転出する居住者を対象とするもので、居住者の国籍は問わないため、日本国籍を有しない外国人も対象となる可能性があります。ただし、就労ビザにより在留していた期間は上記の「国内に住所又は居所を有していた期間」に含まれないこととされるため、外国の親会社等からの出向で国内拠点に就労している、いわゆるエキスパートについては、一般に、本特例の対象にはならないものと考えられます。

6. おわりに

今回の改正では、ビジネスに直接影響を与えるジュニアNISAの創設や、法人税率引下げに伴う課税ベースの拡大に伴う受取配当等の益金不算入制度の見直し、非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度の導入など、金融機関にとって対応が必要となる項目が多く含まれています。改正の詳細については、今後公表される法令等を確認し、適切に対応することが必要です。

本ニュースについて、ご質問、ご不明点等ございましたら、下記担当者までご連絡なくお問い合わせ下さい。

Contact

EY税理士法人

谷本 真一	パートナー	+81 3 3506 2843	shinichi.tanimoto@jp.ey.com
蝦名 和博	パートナー	+81 3 3506 2463	kazuhiro.ebina@jp.ey.com
須藤 一郎	パートナー	+81 3 3506 2637	ichiro.suto@jp.ey.com
古川 武宏	エグゼクティブ ディレクター	+81 3 3506 2787	takehiro.furukawa@jp.ey.com
鈴木 哲也	エグゼクティブ ディレクター	+81 3 3506 2116	tetsuya.suzuki@jp.ey.com
西川 真由美	シニアマネージャー	+81 3 3506 3895	mayumi.nishikawa@jp.ey.com

EY弁護士法人

北村 豊	パートナー	+81 3 3509 1668	yutaka.kitamura@jp.ey.com
坂本 有毅	シニアマネージャー	+81 3 3509 1687	yuki.sakamoto@jp.ey.com

メールマガジンのお知らせと登録方法

弊法人では、上記ニュースレター、専門雑誌への寄稿記事及び海外の税制動向を定期的にメールマガジンにて配信しております。

メールマガジン配信サービスのお申し込みをご希望される方は、以下をご参照ください。

1. <http://www.eytax.jp/mailmag/> を開きます。
2. 「メールマガジンの新規登録について」に従い、メールマガジン登録ページよりご登録ください。

* なお、本メールマガジン登録に際しては、「個人情報の取扱い」についてご同意いただく必要があります。

EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザリーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出していきます。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い世界の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバル・ネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。詳しくは、ey.com をご覧ください。

EY税理士法人について

EY税理士法人は、EYメンバーファームです。税務コンプライアンス、クロスボーダー取引、M&A、組織再編や移転価格などにおける豊富な実績を持つ税務の専門家集団です。グローバルネットワークを駆使して、各国税務機関や規則改正の最新動向を把握し、変化する企業のビジネスニーズに合わせて税務の最適化と税務リスクの低減を支援することで、より良い世界の構築に貢献します。詳しくは、www.eytax.jp をご覧ください。

© 2015 Ernst & Young Tax Co. All Rights Reserved.
Japan Tax SCORE CC20150126

本書は、一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスをを行うものではありません。EY税理士法人及び他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

www.eytax.jp